

令和7年度

第1回 愛別町総合教育会議

日 時 令和8年1月28日 16:30～
場 所 愛別町総合センター 第1会議室

出席者	愛別町	町 長	矢 部 福二郎
	愛別町教育委員会	教 育 長	馬 場 信 明
		教育委員	三 嶋 健 嗣
		教育委員	菊 地 美智子
		教育委員	多羽田 裕 一
		教育委員	成 田 真 市
	事務局	副町長	金 子 公 保
		総務企画課長	武 田 典 明
		総務企画課長補佐	上 北 泰 志
		総務企画課総務係長	荒 晴 日
		教育次長	森 川 儀 彦
		主幹	高 橋 留 美
		総務・学校教育係長	太 田 温 子
		社会教育係長	井 上 雄 太
		教育推進アドバイザー	蟹 谷 正 宏

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 議事録署名委員の指名について

4. 協議事項

- 1) 令和8年度教育関係予算要求における新規事業等について
- 2) 教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画等の策定について
- 3) その他

5. 閉 会

令和 8 年度教育関係予算要求における新規事業等について

■新規事業

1. 義務教育学校整備事業（総体約 40 億円：令和 8 年度約 10 億円）
令和 10 年度の開校を目指し、新校舎建設に伴う次の工事等を行います。
 - 1) 校舎建築・電気・設備・外構工事
 - 2) 上記工事監理業務委託
 - 3) 体育館改修工事実施設計業務委託財源：文科省補助金、環境省補助金、過疎債

2. 金富公民館改修工事（25,168 千円）
指定避難所として、豪雨・台風・積雪・吹雪等の複合災害リスクを回避するため、次の改修工事を行います。
 - 1) 屋根塗装及び一部たわみの修繕（防水・耐久性の向上）
 - 2) 外壁のサイディング化
 - 3) 各室入口のバリアフリー化
 - 4) 玄関内扉のスライド化
 - 5) 防炎カーテンの導入財源：緊防債、過疎債

3. LED照明化（1,246 千円）
初期費用（工事費・産廃費）が無料で工事より安価にLED化を実施することができ、また、保証期間についても、工事の場合は 2 年間の保証だが、リース契約の期間中（7 年）は無償保守対応となるLEDリース契約モデル事業（リース期間後は無償譲渡）で、次の施設のLED化を行います。
 - 1) 農村環境改善センター
 - 2) 金富公民館財源：過疎債

4. ファミリースキー場リフト更新工事 (31,460 千円)
経年劣化に伴い、リフトの更新工事を行います。
財源：スポーツ振興くじ助成金 (最大 2,000 万円：2/3 助成)、
過疎債
5. アクティブチャレンジデー事業 (630 千円)
地域の多様な主体が力を合わせ、町民総参加型の運動・スポーツプログラムを通じて、地域スポーツの推進とコミュニティの活性化を図り、スポーツの力で地域課題を解決するため、次の大会等を同日に開催します。
- 1) ニュースポーツ「モルック」(新規購入) 大会
 - 2) 町民バレー大会
 - 3) チャレンジランキング大会
 - 4) 保健福祉課との連携事業 (障がいの啓発事業、ヨガ体験)
- 財源：笹川スポーツ財団助成金 (上限 50 万円：8 割助成)
6. 海洋スポーツ及び熱中症対策備品購入 (2,219 千円)
スポーツ振興のため、次の備品を購入します。
- 1) カヌー、ペアカヌー、パドル
 - 2) メガSUP、SUP用電動ポンプ
 - 3) ライフジャケット
 - 4) スポットクーラー
- 財源：B & G財団舟艇機材整備事業助成金 (上限 100 万円：7 割助成)、B & G財団熱中症対策事業助成金 (100 万円：全額助成)
7. 部活動地域展開普及事業：eスポーツ (495 千円)
部活動の地域展開に向けて、多様な活動に親しむ機会を提供するため、eスポーツ実施に伴う次の備品をリースします。
- 1) ゲーム機 (Switch 2)
 - 2) ゲームソフト一式、周辺機器
- 財源：公益財団法人スポーツ安全協会中学校部活動地域展開普及事業 (上限 50 万円：全額助成)

■廃止事業

1. 図書バス運行事業（△870千円）

利用者がほほいない状況のため、図書バス運行による図書貸出事業を廃止します。

■今後の課題

1. 義務教育学校開校に向けた次の検討事項

- 1) 校名、校章、校訓、校歌、校旗、制服等
- 2) 教育目標、特色ある教育を含めた魅力ある教育内容
- 3) 施設利用、備品整備
- 4) P T A・同窓会組織
- 5) 閉校・開校記念事業 等

2. 中学校校舎等の利活用

3. 中学校部活動の地域展開

4. 社会教育施設の老朽化対策と有効活用

5. 収蔵庫内収蔵品の整理継続と今後の展示等に向けた調査研究

6. 北海道石の活用とその在り方に向けた調査研究

7. 少子化に伴う子ども会の再編や事業見直し

8. ボランティアの育成・支援

- 1) 地域学校協働本部活動
- 2) こども見守り隊

教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画等の 策定について

■給特法の一部改正について

給特法改正第8条は、教育委員会に対して、文部科学大臣が定める指針に基づき、教員の業務量管理や健康確保措置に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定と公表、そしてその実施状況の公表を義務付けるもので、令和8年4月1日から施行されます。

■計画の主な内容

1. 業務量管理・健康確保措置の明確化

教育職員の心身の健康を確保し、適切な業務量を維持するための具体的な措置が盛り込まれます。

2. 総合教育会議への報告義務

計画の内容や実施状況は、総合教育会議に報告することが義務付けられます。

3. 学校評価との連動

学校が学校評価の結果に基づいて講じる運営改善措置が、計画に適合するものであることが義務付けられます。

4. 都道府県教育委員会による指導助言

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画の策定や実施に関して指導助言を行う努力義務を負います。

■改正の目的

この改正は、教員の働き方改革を推進し、組織的な学校運営と指導を促進するとともに、教員の処遇改善を図ることを目的としています。

具体的には、教員が専門性を発揮できる環境を整備し、より質の高い教育を提供できるようにすることが狙いです。

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

1 概要

労働安全衛生法等に基づき、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を予防するため、長時間にわたる労働により疲労が蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

2 根拠法令

【労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）一部抜粋】

（面接指導等）

第六十六条の八

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、**厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。**

2 **労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。**ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

【労働安全衛生規則（昭和47年9月30日号外労働省令第32号）一部抜粋】

（面接指導の対象となる労働者の要件等）

第五十二条の二

法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、**休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。**ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項又は第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「法第六十六条の八の面接指導」という。）を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

過重労働に係る面接指導の流れ（フローチャート）

